長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程(平成28年10月1日訓令第37号)

### 目次

- 第1章 総則(第1条一第7条)
- 第2章 情報資産の分類と管理方法(第8条・第9条)
- 第3章 物理的セキュリティ
  - 第1節 サーバ等の管理(第10条一第15条)
  - 第2節 管理区域(情報システム室等)の管理(第16条一第18条)
  - 第3節 ネットワークの管理(第19条一第24条)
  - 第4節 端末等の管理(第25条―第29条)
- 第4章 人的セキュリティ
  - 第1節 職員等の遵守事項(第30条―第40条)
  - 第2節 研修·訓練(第41条—第44条)
  - 第3節 情報セキュリティインシデントの報告(第45条・第46条)
  - 第4節 | D及びパスワード等の管理(第47条―第49条)
- 第5章 技術的セキュリティ
  - 第1節 コンピュータ及びネットワークの管理(第50条―第69条)
  - 第2節 アクセス制御(第70条―第76条)
  - 第3節 システム開発、導入、保守等(第77条―第84条)
  - 第4節 不正プログラム対策(第85条―第88条)
  - 第5節 不正アクセス対策(第89条―第95条)
  - 第6節 セキュリティ情報の収集(第96条―第98条)

### 第6章 運用

- 第1節 情報システムの監視(第99条―第101条)
- 第2節 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認(第102条―第104条)
- 第3節 侵害時の対応等(第105条一第108条)
- 第4節 例外措置(第109条—第114条)
- 第7章 外部サービスの利用
  - 第1節 外部委託(第115条—第117条)
  - 第2節 約款による外部サービスの利用(第118条・第119条)
  - 第3節 ソーシャルメディアサービスの利用(第120条一第122条)
- 第8章 評価・見直し
  - 第1節 監査(第123条—第130条)
  - 第2節 自己点検(第131条—第133条)
  - 第3節 改善(第134条)

## 附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この対策基準は、長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程(平成28年長浜市訓令第36号)に基づき、庁内の情報資産のセキュリティ管理に必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この対策基準において使用する用語の意義は、長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程第2条に規定する用語の定義及び次に定めるところによる。
  - (1) 課等 長浜市行政組織及び事務分掌規則(平成18年長浜市規則第5号)に規定する課及 び室その他これに準ずるものをいう。
  - (2) 特定用途機器 テレビ会議システム、IP電話システム及びネットワークカメラシステム等の特定の用途に使用される機器(IoT機器を含む。)をいう。
  - (3) 個人情報 長浜市個人情報保護条例(平成18年長浜市条例第21号)第2条第1号に規定

する個人情報をいう。

- (4) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項又は第2項の規定により、 住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係 る者を識別するために指定されるものをいう。
- (5) 特定個人情報 長浜市個人情報保護条例(平成18年長浜市条例第21号)第2条第5号に 規定する特定個人情報をいう。
- (6) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に 構成したものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で定め るもの
- (7) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (8) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (9) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(対象範囲)

- 第3条 この対策基準は、本市の全ての実施機関における情報資産に接する職員等を対象とする。 2 この対策基準が対象とする情報資産は、次のとおりとする。
  - (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
  - (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
  - (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書 (組織体制)
- 第4条 適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するため、次の者をおく。
  - (1) 最高情報セキュリティ責任者(CISO: Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。) 副市長を、CISOとする。
  - (2) 統括情報セキュリティ責任者 デジタル行政推進局長を、CISO直属の統括情報セキュリティ責任者とする。
  - (3) 情報セキュリティ責任者 市の各部局及び各機関の長を、情報セキュリティ責任者とする。
  - (4) 情報セキュリティ管理者 課等の長を、情報セキュリティ管理者とする。
  - (5) 情報システム管理責任者 デジタル行政推進局副局長を、情報システム管理責任者とする。
  - (6) 情報システム管理者 各情報システムの担当課室長等を、当該情報システムに関する情報システム管理者とする。
  - (7) 情報システム担当者 情報システム管理者の指示等に従い、情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う者を、情報システム担当者とする。
  - (8) セキュリティ委員会 長浜市デジタル行政推進本部設置規程(令和3年長浜市訓令第43号)第1条に規定する長浜市デジタル行政推進本部がセキュリティ委員会を兼ねるものとする。
  - (9) 特定個人情報監査責任者 デジタル行政推進局副局長を、特定個人情報監査責任者とする。
  - (10) 特定個人情報管理責任者 個人番号利用事務及び個人番号関係事務を所管する所属の長並びに市民課長を、特定個人情報管理責任者とする。

## (権限と責任)

- 第5条 長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程及び前条で定めた情報セキュリティ管理 体制における権限と責任については、以下のとおりとする。
  - (1) CISO
    - ア CISOは、本市における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び 情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。
    - イ CISOは、必要に応じ、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置き、その業務内容を定めるものとする。
    - ウ CISOは、情報セキュリティインシデントに対処するための体制(CSIRT: Computer Security Independent Response Team。以下「CSIRT」という。)を整備し、役割を明確化する。
    - エ C | S O は、この対策基準に定められた自らの担務を、この対策基準に定められた他の 責任者に担わせることができる。
  - (2) 統括情報セキュリティ責任者
    - ア 統括情報セキュリティ責任者は、本市における情報セキュリティに関する事務を整理し、 統括する最高情報セキュリティ副責任者として、CISOを補佐しなければならない。
    - イ 統括情報セキュリティ責任者は、本市の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、 運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
    - ウ 統括情報セキュリティ責任者は、本市の全てのネットワークにおける情報セキュリティ 対策に関する権限及び責任を有する。
    - エ 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、 情報システム管理者及び情報システム担当者に対して、情報セキュリティに関する指導及 び助言を行う権限を有する。
    - オ 統括情報セキュリティ責任者は、本市の情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した 場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合に、CISOの指示に従い、CISOが不 在の場合には自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を行う権限及び責任を有する。
    - カ 統括情報セキュリティ責任者は、本市の共通的なネットワーク、情報システム及び情報 資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行う権限及び責任を有する。
    - キ 統括情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、CISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、情報システム担当者を網羅する連絡体制を含めた緊急連絡網を整備しなければならない。
    - ク 統括情報セキュリティ責任者は、緊急時にはCISOに早急に報告を行うとともに、回 復のための対策を講じなければならない。
    - ケ 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程に係る課題及び問題点を含む運用状況を適時に把握し、必要に応じてCISOにその内容を報告しなければならない。
  - (3) 情報セキュリティ責任者
    - ア 情報セキュリティ責任者は、当該部局等の情報セキュリティ対策に関する統括的な権限 及び責任を有する。
    - イ 情報セキュリティ責任者は、その所管する部局等において所有している情報システムに おける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う統括的な権限及び責任を有する。
    - ウ 情報セキュリティ責任者は、その所管する部局等において所有している情報システムに ついて、緊急時等における連絡体制の整備、情報セキュリティポリシーの遵守に関する意 見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。
  - (4) 情報セキュリティ管理者
    - ア 情報セキュリティ管理者は、その所管する課室等の情報セキュリティ対策に関する権限 及び責任を有する。
    - イ 情報セキュリティ管理者は、その所掌する課等において、情報資産に対するセキュリテ

ィ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合には、情報セキュリティ 責任者、統括情報セキュリティ責任者及びCISOへ速やかに報告を行い、指示を仰がな ければならない。

- (5) 情報システム管理責任者
  - ア 情報システム管理責任者は、庁内の情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う総合的な権限を有する。
  - イ 情報システム管理責任者は、庁内の情報システム等の総合的かつ適正な運用及び管理並 びに調整を図らなければならない。
  - ウ 情報システム管理責任者は、業務における責任及び作業中に取り扱う情報に対する守秘 義務を有する。
- (6) 情報システム管理者
  - ア 情報システム管理者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直 し等を行う権限及び責任を有する。
  - イ 情報システム管理者は、所管する情報システムにおける情報セキュリティに関する権限 及び責任を有する。
  - ウ 情報システム管理者は、所管する情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の維持・ 管理を行う。
- (7) セキュリティ委員会
  - ア セキュリティ委員会は、本市の情報セキュリティ対策を統一的に行う権限及び責任を有 する。
  - イ セキュリティ委員会は、情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要 な事項を決定する。
- (8) 特定個人情報監査責任者
  - ア 特定個人情報監査責任者は、特定個人情報の適正な取扱いに関する総括的な基準等を管理する。
  - イ 特定個人情報監査責任者は、長浜市デジタル行政推進本部設置規程(令和3年長浜市訓令第43号)第6条第5項に規定する特定個人情報統括責任者の指揮のもと次に掲げる事項に係る事務を処理する総括的権限を有する。
    - ( I ) 監査・研修の実施計画の策定
    - (Ⅱ) 事故等発生時における指揮
    - (Ⅲ) 事故等の特定個人情報保護委員会への報告
    - (Ⅳ) 事故等の再発防止策の検討
  - ウ 特定個人情報監査責任者は、業務における責任及び作業中に取り扱う情報に対する守秘 義務を有する。
- (9) 特定個人情報管理責任者
  - ア 特定個人情報管理責任者は、所管する事務における特定個人情報ファイルを適正に運用 し、管理を行うための管理者権限を有する。
  - イ 特定個人情報管理責任者は、次に掲げる事務を処理する。
    - (Ⅰ) 所管する課等の職員への教育及び監督
    - (Ⅱ) 事務取扱担当者の明確化
    - (Ⅲ) 所管する特定個人情報取扱区域の明確化及び安全管理措置の実施
  - ウ 特定個人情報管理責任者は、業務における責任及び作業中に取り扱う情報に対する守秘 義務を有する。

(兼務の禁止)

- 第6条 情報セキュリティ対策の実施において、やむを得ない場合を除き、承認又は許可の申請 を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務してはならない。
- 2 情報セキュリティ監査の実施において、やむを得ない場合を除き、監査を受ける者とその監査を実施する者は、同じ者が兼務してはならない。

(CSIRTの設置・役割)

- 第7条 CISOは、CSIRTに所属する職員を選任し、その中からCSIRT責任者を置かなければならない。この場合において、CISOは、CSIRT内の業務統括及び外部との連携を行う職員を定めなければならない。
- 2 CISOは、情報セキュリティインシデントの統一的な窓口の機能を有する組織を整備し、 情報セキュリティインシデントについて部局等から報告を受けた場合には、その状況を確認し、 自らへの報告が行われる体制を整備しなければならない。
- 3 CSIRTは、CISOによる情報セキュリティ戦略の意思決定が行われたときは、その内容を関係部局等に提供しなければならない。
- 4 CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知したときは、CISO、総務省、都道 府県等へ報告しなければならない。
- 5 CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知したときは、その重要度、影響範囲等 を勘案し、報道機関への通知・公表対応を行わなければならない。
- 6 CSIRTは、情報セキュリティに関して、関係機関、他の地方公共団体の情報セキュリティに関する統一的な窓口の機能を有する部署、外部の事業者等との情報共有を行わなければならない。

第2章 情報資産の分類と管理方法

(情報資産の分類)

- 第8条 本市における情報資産は、機密性、完全性及び可用性により、次のとおり分類し、必要 に応じ取扱制限を行うものとする。
  - (1) 機密性による情報資産の分類

(1) 機密性による情報負産の分類		
分類	分類基準	取扱制限
機密性3	行政事務で取り扱う情報資産のう	・支給以外の端末での作業の原則
	ち、秘密文書に相当する機密性を要	禁止(機密性3の情報資産に対
	する情報資産	して)
機密性2	行政事務で取り扱う情報資産のう	・必要以上の複製及び配布禁止
	ち、秘密文書に相当する機密性は要	・保管場所の制限、保管場所への
	しないが、直ちに一般に公表するこ	必要以上の電磁的記録媒体等の
	とを前提としていない情報資産	持込禁止
		・情報の送信、情報資産の運搬・
		提供時における暗号化・パスワ
		ード設定や鍵付きケースへの格
		納
		・復元不可能な処理を施しての廃
		棄
		・信頼のできるネットワーク回線
		の選択
		・外部で情報処理を行う際の安全
		管理措置の規定
		・電磁的記録媒体の施錠可能な場
		所への保管
機密性1	機密性2又は機密性3の情報資産以	なし
	外の情報資産	

## (2) 完全性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
完全性 2	行政事務で取り扱う情報資産のう	・バックアップ、電子署名付与
	ち、改ざん、誤びゅう又は破損によ	・外部で情報処理を行う際の安全

	り、住民の権利が侵害される又は行	管理措置の規定
	政事務の適確な遂行に支障(軽微な	・電磁的記録媒体の施錠可能な場
	ものを除く。)を及ぼすおそれがあ	所への保管
	る情報資産	
完全性 1	完全性2の情報資産以外の情報資産	なし

### (3) 可用性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
	行政事務で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、住民の権利が侵害される又は行政事務の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産	・電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
可用性 1	可用性2の情報資産以外の情報資産	なし

# (情報資産の管理)

第9条 情報資産の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

## (1) 管理責任

ア 情報セキュリティ管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有する。

イ 情報資産が複製又は伝送された場合には、複製等された情報資産も前条の分類に基づき 管理しなければならない。

## (2) 情報資産の分類の表示

職員等は、情報資産について、ファイル(ファイル名、ファイルの属性(プロパティ)、ヘッダー・フッター等)、格納する電磁的記録媒体のラベル、文書の隅等に、情報資産の分類を表示し、必要に応じて取扱制限についても明示する等適切な管理を行わなければならない。

### (3) 情報の作成

- ア 職員等は、業務上必要のない情報を作成してはならない。
- イ 情報を作成する者は、情報の作成時に前条の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限 を定めなければならない。
- ウ 情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止しなければならない。また、情報の作成途上で不要になった場合は、当該情報を消去しなければならない。

#### (4) 情報資産の入手

- ア 庁内の者が作成した情報資産を入手した者は、入手元の情報資産の分類に基づいた取扱いをしなければならない。
- イ 庁外の者が作成した情報資産を入手した者は、前条の分類に基づき、当該情報の分類と 取扱制限を定めなければならない。
- ウ 情報資産を入手した者は、入手した情報資産の分類が不明な場合、情報セキュリティ管 理者に判断を仰がなければならない。

### (5) 情報資産の利用

- ア 情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。
- イ 情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、適切な取扱いをしなければならない。
- ウ 情報資産を利用する者は、電磁的記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って、当該電磁的記録媒体を取り扱わなければならない。

#### (6) 情報資産の保管

- ア 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適切に保管しなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、情報資産を記録した電磁的記録媒

体を長期保管する場合は、書込禁止の措置を講じなければならない。

- ウ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、利用頻度が低い電磁的記録媒体や 情報システムのバックアップで取得したデータを記録する電磁的記録媒体を長期保管する 場合は、自然災害を被る可能性が低い地域に保管しなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、機密性2以上、完全性2又は可用 性2の情報を記録した電磁的記録媒体を保管する場合、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を講じ た施錠可能な場所に保管しなければならない。
- オ 情報の保存年限については、長浜市文書管理規程(平成18年長浜市訓令第4号)に従う。
- (7) 情報の送信

電子メール等により機密性2以上の情報を送信する者は、必要に応じ暗号化又はパスワード設定を行わなければならない。

- (8) 情報資産の運搬
  - ア 車両等により機密性2以上の情報資産を運搬する者は、必要に応じ鍵付きのケース等に 格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措 置を講じなければならない。
  - イ 機密性2以上の情報資産を運搬する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければ ならない。
- (9) 情報資産の提供・公表
  - ア 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じ暗号化又はパスワードの設定を行わなければならない。
  - イ 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得な ければならない。
  - ウ 情報セキュリティ管理者は、住民に公開する情報資産について、完全性を確保しなけれ ばならない。
- (10) 情報資産の廃棄
  - ア 情報資産の廃棄を行う者は、情報を記録している電磁的記録媒体が不要になった場合は 記録されている情報の機密性に応じ、当該電磁的記録媒体の情報を復元できないように処 置した上で廃棄しなければならない。
  - イ 情報資産の廃棄を行う者は、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。
  - ウ 情報資産の廃棄を行う者は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。 (情報システム全体の強靭(じん)性の向上)
- 第9条の2 情報システム全体の強靭性の向上は、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) マイナンバー利用事務系
    - ア マイナンバー利用事務系及び他の領域の分離
      - (ア) マイナンバー利用事務系及び他の領域は、通信できないようにしなければならない。
      - (イ) マイナンバー利用事務系及び外部の通信をする必要がある場合は、通信経路の限定 (MACアドレス及び I Pアドレス)及びアプリケーションプロトコル(ポート番号)のレベルでの限定を行わなければならない。
      - (ウ) マイナンバー利用事務系の外部接続先は、インターネット等と接続してはならない。 ただし、国等の公的機関が構築したシステムその他の十分に安全性が確保された外部接 続先は、インターネット等からLGWAN-ASPを経由してマイナンバー利用事務系 にデータを取込むことができるものとする。
    - イ 情報のアクセス及び持出しにおける対策
      - (ア) 情報のアクセス対策 情報システムが正規の利用者かどうかを判断する認証手段の うち2以上を併用する認証(以下「多要素認証」という。)を利用しなければならない。 この場合においては、可能な範囲で業務別に専用端末を設置するものとする。
      - (イ) 情報の持出し不可設定 USBメモリその他の電磁的記録媒体による端末からは、原

則として情報を持ち出すことができないように設定しなければならない。

(2) LGWAN接続系

LGWAN接続系及びインターネット接続系は、両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにしなければならない。この場合において、メールやデータをLGWAN接続系に取込むときは、次の実現方式により、無害化通信を図らなければならない。

- ア インターネット環境で受信したインターネットメールの本文のみをLGWAN接続系に 転送するメールテキスト化方式
- イーインターネット接続系の端末から、LGWAN接続系の端末へ画面を転送する方式
- ウ 危険因子をファイルから除去し、又は危険因子がファイルに含まれていないことを確認 し、インターネット接続系から取り込む方式
- (3) インターネット接続系
  - ア インターネット接続系においては、通信パケットの監視、ふるまい検知等の不正通信の 監視機能の強化により、情報セキュリティインシデントの早期発見及び対処、LGWAN 接続系への不適切なアクセス等の監視その他の情報セキュリティ対策を講じなければなら ない。
  - イ 滋賀県内の地方自治体のインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウドに参加するとともに、関係省庁、都道府県等と連携しながら、情報セキュリティ対策を推進しなければならない。
    - 第3章 物理的セキュリティ

第1節 サーバ等の管理

(機器の取付け)

第10条 情報システム管理者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

(機器の電源)

- 第11条 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携し、サーバ等の機器の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければならない。
- 2 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携し、落雷等による過電流に対して、サーバ等の機器を保護するための措置を講じなければならない。 (通信ケーブル等の配線)
- 第12条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、施設管理部門と連携し、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、主要な箇所の通信ケーブル及び電源ケーブルについて、施設管理部門から損傷等の報告があった場合、連携して対応しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、ネットワーク接続口(ハブのポート等)を他者が容易に接続できないよう適切に管理しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、当該責任者、情報システム担当者及び契約により操作を認められた外部委託事業者を除き、配線を変更し、又は追加することができないように必要な措置を講じなければならない。

(機器の定期保守及び修理)

- 第13条 情報システム管理者は、可用性2のサーバ等の機器の定期保守を実施しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者に修理させる場合、 内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合、情報システム管理

者は、外部の事業者に故障を修理させるにあたり、修理を委託する事業者との間で、守秘義務 契約を締結するほか、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

(庁外への機器の設置)

第14条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、庁外にサーバ等の機器を設置する場合、CISOの承認を得なければならない。また、定期的に当該機器への情報セキュリティ対策状況について確認しなければならない。

(機器の廃棄等)

第15条 情報システム管理者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

第2節 管理区域(情報システム室等)の管理

(管理区域の構造等)

- 第16条 管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋(以下「情報システム室」という。)又は電磁的記録媒体の保管庫をいう。
- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、管理区域を地階又は1階に設けてはならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、施設管理部門と連携して、管理区域から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない立入りを防止しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、情報システム室内の機器等に、 転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置、防水措置等を講じなければならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、施設管理部門と連携して、管理区域を囲む外壁等の床下開口部を全て塞がなければならない。
- 6 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、管理区域に配置する消火薬剤、 消防用設備等が、機器、電磁的記録媒体等に影響を与えないようにしなければならない。 (管理区域の入退室管理等)
- 第17条 情報システム管理責任者は、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理簿の記載による入退室管理を行わなければならない。
- 2 職員等及び外部委託事業者は、管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。
- 3 情報システム管理責任者は、外部からの訪問者が管理区域に入る場合には、必要に応じて立 入区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上 職員等と区別できる措置を講じなければならない。
- 4 情報システム管理責任者は、機密性2以上の情報資産を扱うシステムを設置している管理区域について、当該情報システムに関連しない、又は個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない。

(機器等の搬入出)

- 第18条 情報システム管理者は、搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、 あらかじめ職員又は委託した業者に確認を行わせなければならない。
- 2 情報システム管理者は、情報システム室の機器等の搬入出について、職員を立ち会わせなければならない。

第3節 ネットワークの管理

(通信回線及び通信回線装置の管理)

第19条 統括情報セキュリティ責任者は、庁内の通信回線及び通信回線装置を、施設管理部門と連携し、適切に管理しなければならない。また、通信回線及び通信回線装置に関連する文書を適切に保管しなければならない。

(外部へのネットワーク接続)

第20条 統括情報セキュリティ責任者は、外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、で

きる限り接続ポイントを減らさなければならない。

(行政系のネットワーク)

第21条 統括情報セキュリティ責任者は、行政系のネットワークを総合行政ネットワーク(LGWAN)に集約するように努めなければならない。

(情報システムへの通信回線の接続)

第22条 統括情報セキュリティ責任者は、機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適切な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。

(完全性の確保)

第23条 統括情報セキュリティ責任者は、ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施しなければならない。

(可用性の確保)

第24条 統括情報セキュリティ責任者は、可用性2の情報を取り扱う情報システムが接続される 通信回線について、継続的な運用を可能とする回線を選択しなければならない。また、必要に 応じ、回線を冗長構成にする等の措置を講じなければならない。

第4節 端末等の管理

(盗難防止措置)

第25条 情報システム管理者は、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定、モバイル端末の使用時以外の施錠管理等の物理的措置を講じなければならない。電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。

(情報システムへのログイン)

第26条 情報システム管理者は、情報システムへのログインに際し、パスワード、スマートカード、生体認証等から複数の認証情報の入力を必要とするように設定しなければならない。 (認証の併用)

第27条 情報システム管理者は、マイナンバー利用事務系では、知識、所持、存在を利用する多要素認証を行うことを必要とするように設定しなければならない。

(データの暗号化)

- 第28条 情報システム管理者は、パソコンやモバイル端末におけるデータの暗号化の機能を有効に利用しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、端末にセキュリティチップが搭載されている場合は、その機能を有効に活用しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、データの暗号化の機能を備える電磁的記録媒体を使用しなければならない。

(遠隔消去機能)

第29条 情報システム管理者は、モバイル端末の庁外での業務利用の際は、上記対策に加え、遠 隔消去機能を利用する等の措置を講じなければならない。

第4章 人的セキュリティ

第1節 職員等の遵守事項

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第30条 職員等は、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。また、 情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに 情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰がなければならない。

(業務以外の目的での使用の禁止)

第31条 職員等は、業務以外の目的で情報資産の外部への持出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。

(モバイル端末や電磁的記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限)

- 第32条 CISOは、機密性2以上、可用性2、完全性2の情報資産を外部で処理する場合における安全管理措置を定めなければならない。
- 2 職員等は、本市のモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- 3 職員等は、外部で情報処理業務を行う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- 4 職員等は、外部で情報処理作業を行う際、私物パソコンを用いる場合には、統括情報セキュリティ責任者の許可を得た上で、安全管理措置を遵守しなければならない。また、機密性3の情報資産については、私物パソコンによる情報処理を行ってはならない。

(支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の業務利用)

- 第33条 職員等は、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の業務利用の可否判断をCISOが行った後に、統括情報セキュリティ責任者の定める実施手順に従い、当該責任者の許可を得て利用することができる。
- 2 職員等は、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を用いる場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、外部で情報処理作業を行う際に安全管理措置に関する規定を遵守しなければならない。

(持出し及び持込みの記録)

第34条 情報セキュリティ管理者は、端末等の持出し及び持込みについて、記録を作成し、保管 しなければならない。

(パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更の禁止)

第35条 職員等は、パソコンやモバイル端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を 統括情報セキュリティ責任者の許可なく変更してはならない。

(机上の端末等の管理)

第36条 職員等は、パソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体及び情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時のパソコン、モバイル端末のロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない。

(退職時等の遵守事項)

第37条 職員等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(会計年度任用職員への対応)

- 第38条 情報セキュリティ管理者は、会計年度任用職員に対し、採用時に情報セキュリティポリシー等のうち、会計年度任用職員が守るべき内容を理解させ、また実施及び遵守させなければならない。
- 2 情報セキュリティ管理者は、非常勤及び臨時職員の採用の際、必要に応じ、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めるものとする。
- 3 情報セキュリティ管理者は、非常勤及び臨時職員にパソコンやモバイル端末による作業を行わせる場合において、インターネットへの接続及び電子メールの使用等が不要の場合、これを利用できないようにしなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の掲示)

第39条 情報セキュリティ管理者は、職員等が常に情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示しなければならない。

(外部委託事業者に対する説明)

第40条 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託 事業者に発注する場合、外部委託事業者から再委託を受ける事業者も含めて、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければ ならない。 第2節 研修:訓練

(情報セキュリティに関する研修・訓練)

- 第41条 CISOは、定期的に情報セキュリティに関する研修·訓練を実施しなければならない。 (研修計画の策定及び実施)
- 第42条 CISOは、幹部を含め全ての職員等に対する情報セキュリティに関する研修計画の策定とその実施体制の構築を定期的に行い、セキュリティ委員会の承認を得なければならない。
- 2 前項の研修計画において、職員等は毎年度最低1回は情報セキュリティに関する研修を受講できるようにしなければならない。
- 3 新規採用の職員等を対象とする情報セキュリティに関する研修を実施しなければならない。
- 4 情報セキュリティに関する研修は、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、 情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、情報システム担当者及びその他職員等に対し て、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものにしなければならない。
- 5 情報セキュリティ管理者は、所管する課室等の情報セキュリティに関する研修の実施状況を 記録し、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に対して、報告しなければ ならない。
- 6 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する研修の実施状況を分析し、及び 評価し、CISOに報告しなければならない。
- 7 CISOは、毎年度1回、セキュリティ委員会に対して、職員等の情報セキュリティに関する研修の実施状況について報告しなければならない。

(緊急時対応訓練)

第43条 CISOは、緊急時対応を想定した訓練を定期的に実施しなければならない。訓練計画は、ネットワーク及び各情報システムの規模等を考慮し、訓練実施の体制、範囲等を定め、また、効果的に実施できるようにしなければならない。

(情報セキュリティに関する研修・訓練への参加)

第44条 幹部を含めた全ての職員等は、定められた情報セキュリティに関する研修・訓練に参加 しなければならない。

第3節 情報セキュリティインシデントの報告

(庁内での情報セキュリティインシデントの報告)

- 第45条 職員等は、情報セキュリティインシデントを認知した場合、速やかに情報セキュリティ 管理者に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかに統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理責任者及び情報セキュリティに関する統一的な窓口に報告しなければならない。
- 3 情報セキュリティ管理者は、報告のあった情報セキュリティインシデントについて、必要に 応じてCISO及び情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

(住民等による外部からの情報セキュリティインシデントの報告)

- 第45条の2 職員等は、本市が管理するネットワーク、情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて、住民等による外部からの報告を受けた場合は、情報セキュリティ管理責任者に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかに統括情報セキュリティ 責任者及び情報システム管理責任者に報告しなければならない。
- 3 情報セキュリティ管理責任者は、当該情報セキュリティインシデントについて、必要に応じてCISO及び情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

(情報セキュリティインシデント原因の究明・記録、再発防止等)

- 第46条 CSIRTは、報告された情報セキュリティインシデントの可能性について状況を確認し、情報セキュリティインシデントであるかの評価を行わなければならない。
- 2 CSIRTは、情報セキュリティインシデントであると評価した場合は、速やかにCISO に報告しなければならない。
- 3 CSIRTは、情報セキュリティインシデントに関係する情報セキュリティ責任者に対し、

被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び復旧に係る指示を行わなければならない。

- 4 CSIRTは、情報セキュリティインシデント原因を究明し、記録を保存しなければならない。この場合において、情報セキュリティインシデントの原因を究明した結果から、再発防止策を検討し、CISOに報告しなければならない。
- 5 CISOは、CSIRTから情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合は、 その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

第4節 ID及びパスワード等の管理

(ICカード等の取扱い)

- 第47条 職員等は、自己の管理する | Cカード等に関し、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 認証に用いる | Cカード等を、職員等間で共有してはならない。
  - (2) 業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダ又はパソコン等の端末のスロット等から抜いておかなければならない。
  - (3) ICカード等を紛失した場合には、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報し、指示に従わなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ICカード等の紛失等の通報があり次第、当該ICカード等を使用したアクセス等を速やかに停止しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ICカード等を切り替える場合は 切替え前のカードを回収し、破砕するなど復元不可能な処理を行った上で廃棄しなければなら ない。
- 4 ICカード機能を有する職員証の取扱いは、長浜市職員証に関する規程(平成18年長浜市訓令第25号)の規定によるものとする。

(IDの取扱い)

- 第48条 職員等は、自己の管理する | Dに関し、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 自己が利用している | Dは、他人に利用させてはならない。
  - (2) 共用 I D を利用する場合は、共用 I D の利用者以外に利用させてはならない。 (パスワードの取扱い)
- 第49条 職員等は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。
  - (2) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。
  - (3) パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
  - (4) パスワードが流出したおそれがある場合には、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。
  - (5) 複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。
  - (6) 仮のパスワード(初期パスワードを含む。)は、最初のログイン時点で変更しなければならない。
  - (7) サーバ、ネットワーク機器及びパソコンの端末にパスワードを記憶させてはならない。
  - (8) 職員等間でパスワードを共有してはならない。ただし、共有 I D に対するパスワードは除く。

第5章 技術的セキュリティ

第1節 コンピュータ及びネットワークの管理

(ファイルサーバの設定等)

- 第50条 情報システム管理者は、職員等が使用できるファイルサーバの容量を設定し、職員等に 周知しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、ファイルサーバを課室等の単位で構成し、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように、設定しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、住民の個人情報、人事記録等、特定の職員等しか取扱えないデータ について、別途ディレクトリを作成する等の措置を講じ、同一課室等であっても、担当職員以

外の職員等が閲覧及び使用できないようにしなければならない。

(バックアップの実施)

第51条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ファイルサーバ等に記録された情報について、サーバの冗長化対策に関わらず、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(他団体との情報システムに関する情報等の交換)

第52条 情報システム管理者は、他の団体と情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合、その取扱いに関する事項をあらかじめ定め、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

(システム管理記録及び作業の確認)

- 第53条 情報システム管理者は、所管する情報システムの運用において実施した作業について、 作業記録を作成しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、所管するシステムにおいて、システム変更等の作業を行った場合は、作業内容について記録を作成し、詐取、改ざん等をされないように適切に管理しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者又は情報システム担当者及び契約により 操作を認められた外部委託事業者がシステム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業し、 互いにその作業を確認しなければならない。

(情報システム仕様書等の管理)

第54条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、記録媒体に関わらず、業務上必要とする者以外の者が閲覧したり、紛失等がないよう、適切に管理しなければならない。

(ログの取得等)

- 第55条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及びログが取得できなくなった場合の対処等について定め、適切にログを管理しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、取得したログを定期的に点検又は 分析する機能を設け、必要に応じて悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無につ いて点検又は分析を実施しなければならない。

(障害記録)

第56条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等からのシステム障害の報告、システム障害に対する処理結果又は問題等を、障害記録として記録し、適切に保存しなければならない。

(ネットワークの接続制御、経路制御等)

- 第57条 統括情報セキュリティ責任者は、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

(外部の者が利用できるシステムの分離等)

第58条 情報システム管理者は、電子申請の汎用受付システム等、外部の者が利用できるシステムについて、必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置を講じなければならない。

(外部ネットワークとの接続制限等)

第59条 情報システム管理者は、所管するネットワークを外部ネットワークと接続しようとする場合には、CISO及び統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

- 2 情報システム管理者は、接続しようとする外部ネットワークに係るネットワーク構成、機器 構成、セキュリティ技術等を詳細に調査し、庁内の全てのネットワーク、情報システム等の情 報資産に影響が生じないことを確認しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークの瑕疵によりデータの漏えい、破壊、改 ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対処するため、当該外部ネット ワークの管理責任者による損害賠償責任を契約上担保しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ウェブサーバ等をインターネット に公開する場合、庁内ネットワークへの侵入を防御するために、ファイアウォール等を外部ネットワークとの境界に設置した上で接続しなければならない。
- 5 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報 資産に脅威が生じることが想定される場合には、統括情報セキュリティ責任者の判断に従い、 速やかに当該外部ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

(複合機のセキュリティ管理)

- 第60条 統括情報セキュリティ責任者は、複合機を調達する場合は当該複合機が備える機能及び 設置環境並びに取り扱う情報資産の分類及び管理方法に応じ、適切なセキュリティ要件を策定 しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、複合機が備える機能について適切な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講じなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する場合、複合機の持つ電磁的記録媒体の全ての情報を抹消し、又は再利用できないようにする対策を講じなければならない。 (特定用途機器のセキュリティ管理)
- 第61条 統括情報セキュリティ責任者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により、何らかの脅威が想定される場合は、当該機器の特性に応じた対策を講じなければならない。

(無線LAN及びネットワークの盗聴対策)

- 第62条 統括情報セキュリティ責任者は、無線LANの利用を認める場合、解読が困難な暗号化 及び認証技術の使用を義務付けなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、機密性の高い情報を取り扱うネットワークについて、情報 の盗聴等を防ぐため、暗号化等の措置を講じなければならない。

(電子メールのセキュリティ管理)

- 第63条 統括情報セキュリティ責任者は、権限のない利用者により、外部から外部への電子メール転送(電子メールの中継処理)が行われることを不可能とするよう、電子メールサーバの設定を行わなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、大量のスパムメール等の受信又は送信を検知した場合は、メールサーバの運用を停止しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、電子メールの送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、職員等が使用できる電子メールボックスの容量の上限を設定し、上限を超えた場合の対応を職員等に周知しなければならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者は、システム開発や運用、保守等のため庁舎内に常駐している 外部委託事業者の作業員による電子メールアドレス利用について、外部委託事業者との間で利 用方法を取り決めなければならない。

(電子メールの利用制限)

- 第64条 職員等は、情報セキュリティ管理者の許可なく、自動転送機能を用いて、電子メールを 転送してはならない。
- 2 職員等は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。
- 3 職員等は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子 メールアドレスが分からないようにしなければならない。

- 4 職員等は、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告し、必要な 措置をとらなければならない。
- 5 職員等は、統括情報セキュリティ責任者の許可なく、ウェブで利用できるフリーメール、ネットワークストレージサービス等を使用してはならない。

(電子署名·暗号化)

- 第65条 職員等は、情報資産の分類により定めた取扱制限に従い、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、CISOが定めた電子署名、暗号化又はパスワード設定等、セキュリティを考慮して、送信しなければならない。
- 2 職員等は、暗号化を行う場合にCISOが定める以外の方法を用いてはならない。また、CISOが定めた方法で暗号のための鍵を管理しなければならない。
- 3 CISOは、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を、署名検証者へ安全に提供 しなければならない。

(無許可ソフトウェアの導入等の禁止)

- 第66条 職員等は、パソコンやモバイル端末に無断でソフトウェアを導入してはならない。
- 2 職員等は、業務上の必要がある場合は、情報システム管理責任者の許可を得て、ソフトウェアを導入することができる。なお、導入する際は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、ソフトウェアのライセンスを管理しなければならない。
- 3 職員等は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。 (機器構成の変更の制限)
- 第67条 職員等は、パソコンやモバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換を行ってはならない。
- 2 職員等は、業務上、パソコンやモバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換を行う必要がある場合には、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者の許可を得なければならない。

(無許可でのネットワーク接続の禁止)

第68条 職員等は、統括情報セキュリティ責任者の許可なくパソコンやモバイル端末をネットワークに接続してはならない。

(業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止)

- 第69条 職員等は、業務以外の目的でウェブを閲覧してはならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、職員等のウェブ利用について、明らかに業務に関係のないサイトを閲覧していることを発見した場合は、情報セキュリティ管理者に通知し適切な措置を求めなければならない。

第2節 アクセス制御

(アクセス制御等)

第70条 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、所管するネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(利用者 | Dの取扱い)

- 第71条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等 の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴う利用者 I Dの取扱い等の方法を定めなければ ならない。
- 2 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者に通知しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用されていないIDが放置されないよう、人事管理部門と連携し、点検しなければならない。

(特権を付与された | Dの管理等)

第72条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、管理者権限等の特権を付与された I Dを利用する者を必要最小限にし、当該 I D のパスワードの漏えい等が発生しないよう、

当該ID及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が指名し、CISOが認めた者でなければならない。
- 3 CISOは、前項の規定により代行する者を認めた場合は速やかに統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に通知しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、特権を付与されたID及びパスワードの変更について、外部委託事業者に行わせてはならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、特権を付与された I D 及びパスワードについて、職員等の端末等のパスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない。
- 6 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、特権を付与された ID を初期設定 以外のものに変更しなければならない。

(職員等による外部からのアクセス等の制限)

- 第73条 職員等が外部から内部のネットワーク又は情報システムにアクセスする場合は、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得なければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、内部のネットワーク又は情報システムに対する外部からの アクセスを、アクセスが必要な合理的理由を有する必要最小限の者に限定しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、システム上利用者の本 人確認を行う機能を確保しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴を防御 するために暗号化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からのアクセスに利用するモバイル端末を職員等に貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 職員等は、持ち込んだ又は外部から持ち帰ったモバイル端末を庁内のネットワークに接続する前に、コンピュータウイルスに感染していないこと、パッチの適用状況等を確認し、及び情報セキュリティ管理者の許可を得、又は情報セキュリティ管理者によって事前に定義されたポリシーに従って接続しなければならない。
- 7 統括情報セキュリティ責任者は、公衆通信回線(公衆無線LAN等)の庁外通信回線を庁内 ネットワークに接続することは原則として禁止しなければならない。ただし、やむを得ず接続 を許可する場合は、利用者のID及びパスワード、生体認証に係る情報等の認証情報並びにこ れらを記録した媒体(ICカード等)による認証に加えて通信内容の暗号化等、情報セキュリ ティ確保のために必要な措置を講じなければならない。

(ログイン時の表示等)

第74条 情報システム管理者は、ログイン時におけるメッセージ、ログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定及びログイン・ログアウト時刻の表示等により、正当なアクセス権を持つ職員等がログインしたことを確認することができるようシステムを設定しなければならない。

(認証情報の管理)

- 第75条 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、職員等の認証情報を厳重に管理しなければならない。認証情報ファイルを不正利用から保護するため、オペレーティングシステム等で認証情報設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、職員等に対してパスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、初回ログイン後直ちに仮のパスワードを変更させなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、認証情報の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

(特権による接続時間の制限)

第76条 情報システム管理者は、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間を必要 最小限に制限しなければならない。

第3節 システム開発、導入、保守等

(情報システムの調達)

- 第77条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムの開発、導入、 保守等の調達に当たっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなけ ればならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、機器及びソフトウェアの調達に当たっては、当該製品のセキュリティ機能を調査し、情報セキュリティ上問題のないことを確認しなければならない。

(情報システムの開発)

- 第78条 情報システム管理者は、システム開発にあたっては、次の事項を定める。
  - (1) システム開発における責任者及び作業者の特定

情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない。また、システム開発のための規則を確立しなければならない。

- (2) システム開発における責任者、作業者の I D の管理
  - ア 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用する I D を管理し、開発完了後、開発用 I D を削除しなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。
- (3) システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの管理
  - ア 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及び ソフトウェアを特定しなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、利用を認めたソフトウェア以外のソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しなければならない。

(情報システムの導入)

- 第79条 情報システム管理者は、システム導入にあたっては、次の事項を定める。
  - (1) 開発環境と運用環境の分離及び移行手順の明確化
    - ア 情報システム管理者は、システム開発・保守及びテスト環境とシステム運用環境を分離しなければならない。
    - イ 情報システム管理者は、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への 移行について、システム開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。
    - ウ 情報システム管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確 実に行い、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるよう配慮しなければな らない。
    - エ 情報システム管理者は、導入するシステムやサービスの可用性が確保されていることを 確認した上で導入しなければならない。
  - (2) テスト
    - ア 情報システム管理者は、新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
    - イ 情報システム管理者は、運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による操作確認を 行わなければならない。
    - ウ 情報システム管理者は、個人情報及び機密性の高い生データを、テストデータに使用してはならない。
    - エ 情報システム管理者は、開発したシステムについて受け入れテストを行う場合、開発し

た組織と導入する組織が、それぞれ独立したテストを行わなければならない。

2 情報システム管理者は、システム導入にあたって、情報システム管理責任者の許可を得なければならない。

(システム開発・保守に関連する資料等の整備・保管)

- 第80条 情報システム管理者は、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書を適切に整備・保管しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、テスト結果を一定期間保管しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、情報システムに係るソースコードを適切な方法で保管しなければならない。

(情報システムにおける入出力データの正確性の確保)

- 第81条 情報システム管理者は、情報システムに入力されるデータについて、範囲、妥当性のチェック機能及び不正な文字列等の入力を除去する機能を組み込むように情報システムを設計しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、故意又は過失により情報が改ざんされる又は漏えいするおそれがある場合に、これを検出するチェック機能を組み込むように情報システムを設計しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、情報システムから出力されるデータについて、情報の処理が正しく 反映され、出力されるように情報システムを設計しなければならない。

(情報システムの変更管理)

第82条 情報システム管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴 を作成しなければならない。

(開発・保守用のソフトウェアの更新等)

第83条 情報システム管理者は、開発・保守用のソフトウェア等を更新、又はパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

(システム更新又は統合時の検証等)

第84条 情報システム管理者は、システム更新・統合時に伴うリスク管理体制の構築、移行基準の明確化及び更新・統合後の業務運営体制の検証を行わなければならない。

第4節 不正プログラム対策

(統括情報セキュリティ責任者の措置事項)

- 第85条 統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム対策として、次の事項を措置しなけれ ばならない。
  - (1) 外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの 侵入を防止しなければならない。
  - (2) 外部ネットワークに送信するファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムの外部への拡散を防止しなければならない。
  - (3) コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じ職員等に対して注意喚起しなければならない。
  - (4) 所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対 策ソフトウェアを常駐させなければならない。
  - (5) 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなけれ ばならない。
  - (6) 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。
  - (7) 業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが 終了したソフトウェアを利用してはならない。

(情報システム管理者の措置事項)

第86条 情報システム管理者は、不正プログラム対策に関し、次の事項を措置しなければならな

い。

- (1) 情報システム管理者は、その所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアをシステムに常駐させなければならない。
- (2) 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなければならない。
- (3) 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。
- (4) インターネットに接続していないシステムにおいて、電磁的記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を職員等に利用させてはならない。また、不正プログラムの感染、侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない。

(職員等の遵守事項)

- 第87条 職員等は、不正プログラム対策に関し、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) パソコンやモバイル端末において、不正プログラム対策ソフトウェアが導入されている場合は、当該ソフトウェアの設定を変更してはならない。
  - (2) 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行わなければならない。
  - (3) 差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除しなければならない。
  - (4) 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施しなければならない。
  - (5) 添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアでチェックを行わなければならない。この場合において、インターネット接続系で受信したインターネットメール又は入手したファイルをLGWAN接続系に取り込む場合は無害化しなければならない。
  - (6) 統括情報セキュリティ責任者が提供するウイルス情報を、常に確認しなければならない。
  - (7) コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合は、 事前に決められたコンピュータウイルス等感染時の初動対応の手順に従って対応を行わなければならない。この場合において、初動対応時の手順が定められていないときは、被害の拡大を防ぐ処置を慎重に検討し、該当の端末においてLANケーブルの取外し、通信を行わない設定への変更等を実施しなければならない。

(専門家の支援体制)

第88条 統括情報セキュリティ責任者は、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が 発生した場合に備え、外部の専門家の支援を受けられるようにしておかなければならない。

第5節 不正アクセス対策

- (統括情報セキュリティ責任者の措置事項)
- 第89条 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセス対策として、以下の事項を措置しなければならない。
  - (1) 使用されていないポートを閉鎖しなければならない。
  - (2) 不要なサービスについて、機能を削除又は停止しなければならない。
  - (3) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、データの書換えを検出し、 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へ通報するよう、設定しなければならない。
  - (4) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する統一的な窓口と連携し、監視、通知、外部連絡窓口及び適切な対応などを実施できる体制並びに連絡網を構築しなければならない。

(攻撃への対処)

第90条 CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受けた場合又は受ける

リスクがある場合は、システムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。また、関係機関と連絡を密にして情報の収集に努めなければならない。

(記録の保存)

第91条 CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合には、攻撃の記録を保存するとともに、警察及び関係機関との緊密な連携に努めなければならない。

(内部からの攻撃)

第92条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。

(職員等による不正アクセス)

第93条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等による不正アクセスを発見した場合は、当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、適切な処置を求めなければならない。

(サービス不能攻撃)

第94条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、第三者からサービス不能攻撃を受け、利用者がサービスを利用できなくなることを防止するため、情報システムの可用性を確保する対策を講じなければならない。 (標的型攻撃)

第95条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、教育や自動再生無効化等の人的対策や入口対策を講じなければならない。また、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処するために、通信をチェックする等の内部対策を講じなければならない。

第6節 セキュリティ情報の収集

(セキュリティホールに関する情報の収集・共有及びソフトウェアの更新等)

第96条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、セキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急度に応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

(不正プログラム等のセキュリティ情報の収集・周知)

第97条 統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じ対応方法について、職員等に周知しなければならない。

(情報セキュリティに関する情報の収集及び共有)

第98条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者は、情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、セキュリティ侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

第6章 運用

第1節 情報システムの監視

(情報システムの監視)

第99条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、セキュリティに関する事案を 検知するため、情報システムを常時監視しなければならない。

(時刻同期)

第100条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、重要な口グ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期ができる措置を講じなければならない。

(外部と接続するシステムの監視)

第101条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部と常時接続するシステムを常時監視しなければならない。

第2節 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

(遵守状況の確認及び対処)

- 第102条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況について確認を行い、問題を認めた場合には、速やかにCISO及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- 2 CISOは、発生した問題について、適切かつ速やかに対処しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク及びサーバ等のシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的に確認を行い、問題が発生していた場合には適切かつ速やかに対処しなければならない。

(パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用状況調査)

第103条 CISO及びCISOが指名した者は、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる。

(職員等の報告義務)

- 第104条 職員等は、情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちに統括 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者に報告を行わなければならない。
- 2 前項の違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括情報セキュリティ責任者が判断した場合において、職員等は、緊急時対応計画に従って適切に対処しなければならない。

第3節 侵害時の対応等

(緊急時対応計画の策定)

第105条 CISO又はセキュリティ委員会は、情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めておき、セキュリティ侵害時には当該計画に従って適切に対処しなければならない。

(緊急時対応計画に盛り込むべき内容)

- 第106条 緊急時対応計画には、以下の内容を定めなければならない。
  - (1) 関係者の連絡先
  - (2) 発生した事案に係る報告すべき事項
  - (3) 発生した事案への対応措置
  - (4) 再発防止措置の策定

(業務継続計画との整合性確保)

第107条 自然災害、大規模·広範囲に感染が広がる疾病等に備えて別途業務継続計画を策定し、 セキュリティ委員会は当該計画と情報セキュリティポリシーの整合性を確保しなければならない。

(緊急時対応計画の見直し)

第108条 CISO又はセキュリティ委員会は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や組織 体制の変動等に応じ、必要に応じて緊急時対応計画の規定を見直さなければならない。

第4節 例外措置

(例外措置の許可)

第109条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用すること又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、CISOの許可を得て、例外措置を取ることができる。

(緊急時の例外措置)

第110条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、行政事務の遂行に緊急を要する 等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、事後速やかにCISOに報告 しなければならない。 (例外措置の申請書の管理)

第111条 CISOは、例外措置の申請書及び審査結果を適切に保管し、定期的に申請状況を確認しなければならない。

(法令遵守)

- 第112条 職員等は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか 関係法令を遵守し、これに従わなければならない。
  - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)
  - (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
  - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
  - (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
  - (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
  - (6) サイバーセキュリティ基本法(平成28年法律第31号)
  - (7) 長浜市個人情報保護条例(平成18年長浜市条例第21号)

(懲戒処分)

第113条 情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。

(違反時の対応)

- 第114条 職員等の情報セキュリティポリシーに違反する行動を確認した場合には、速やかに次 の措置を講じなければならない。
  - (1) 統括情報セキュリティ責任者が違反を確認した場合は、統括情報セキュリティ責任者は 当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、適切な措置を求めなけれ ばならない。
  - (2) 情報システム管理者等が違反を確認した場合は、違反を確認した者は速やかに統括情報 セキュリティ責任者及び当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、 適切な措置を求めなければならない。
  - (3) 情報セキュリティ管理者の指導によっても改善されない場合、統括情報セキュリティ責任者は、当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができる。その後速やかに、統括情報セキュリティ責任者は、職員等の権利を停止あるいは剥奪した旨をCISO及び当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。

第7章 外部サービスの利用

第1節 外部委託

(外部委託事業者の選定基準)

- 第115条 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者の選定にあたり、委託内容に応じた情報 セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。
- 2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得 状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、事業者を選定しなければならない。 (契約項目)
- 第116条 情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、外部委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。
  - (1) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
  - (2) 外部委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定
  - (3) 提供されるサービスレベルの保証
  - (4) 外部委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
  - (5) 外部委託事業者の従業員に対する教育の実施
  - (6) 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
  - (7) 業務上知り得た情報の守秘義務

- (8) 再委託に関する制限事項の遵守
- (9) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- (10) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- (11) 市による監査、検査
- (12) 市による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- (13) 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

(確認・措置等)

第117条 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、前条の契約に基づき措置しなければならない。また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じてCISOに報告しなければならない。

第2節 約款による外部サービスの利用

(約款による外部サービスの利用に係る規定の整備)

- 第118条 情報セキュリティ管理者は、以下を含む約款による外部サービスの利用に関する規定を整備しなければならない。また、当該サービスの利用において、機密性2以上の情報が取扱われないように規定しなければならない。
  - (1) 約款によるサービスを利用してよい範囲
  - (2) 業務により利用する約款による外部サービス
  - (3) 利用手続及び運用手順

(約款による外部サービスの利用における対策の実施)

第119条 職員等は、利用するサービスの約款、その他提供条件から、利用に当たってのリスクが 許容できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、適切な措置を講じた 上で利用しなければならない。

第3節 ソーシャルメディアサービスの利用

(運用手順の策定)

- 第120条 情報セキュリティ管理者は、本市が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めたソーシャルメディアサービス運用手順を定めなければならない。
  - (1) 本市のアカウントによる情報発信が、実際の本市のものであることを明らかにするために、本市の自己管理ウェブサイトに当該情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行うこと。
  - (2) パスワードや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体(ICカード等) 等を適切に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を行うこと。

(発信の制限)

- 第121条 職員等は、機密性2以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。 (責任者の決定)
- 第122条 情報セキュリティ管理者は、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めなければならない。

(アカウントが乗っ取られたときの対応)

第122条の2 情報セキュリティ管理者は、アカウントが乗っ取られたことを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

(クラウドサービスの利用)

- 第122条の3 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービス(民間事業者が提供するものに限らず、本市が自ら提供するものを含む。以下同じ。)の利用にあたっては、次の措置を講じなければならない。
  - (1) クラウドサービスを利用するに当たり、取り扱う情報資産の分類及び分類に応じた取扱制限を踏まえ、情報の取扱いを委ねることの可否を判断しなければならない。

- (2) クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用されるリスクを評価して委託先を選定し、必要に応じて委託事業の実施場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を指定しなければならない。
- (3) クラウドサービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、委託先を選定する際の要件としなければならない。
- (4) クラウドサービスの特性を考慮した上で、クラウドサービス部分を含む情報の流通経路 全般にわたるセキュリティが適切に確保されるように情報の流通経路全般を見渡した形でセ キュリティ設計を行い、セキュリティ要件を定めなければならない。
- (5) クラウドサービスに対する情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定·認証制度の適用状況等から、クラウドサービス及び当該サービス提供事業者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。

第8章 評価・見直し

第1節 監査

(実施方法)

第123条 CISOは、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて監査を行わせなければならない。

(監査を行う者の要件)

- 第124条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を実施する場合には、被監査部門から独立 した者に対して、監査の実施を依頼しなければならない。
- 2 監査を行う者は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有する者でなければならない。

(監査実施計画の立案及び実施への協力)

- 第125条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を行うに当たって、監査実施計画を立案し、 セキュリティ委員会の承認を得なければならない。
- 2 被監査部門は、監査の実施に協力しなければならない。

(外部委託事業者に対する監査)

第126条 外部委託事業者に委託している場合、情報セキュリティ監査統括責任者は、外部委託 事業者から下請として受託している事業者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守につい て監査を定期的に又は必要に応じて行わなければならない。

(報告)

- 第127条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を取りまとめ、CISOに報告する。 (保管)
- 第128条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査の実施を通して収集した監査証拠、監査報告書の作成のための監査調書を、紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。 (監査結果への対応)
- 第129条 CISOは、監査結果を踏まえ、指摘事項を所管する情報セキュリティ管理者に対し、 当該事項への対処を指示しなければならない。この場合において、指摘事項を所管していない 情報セキュリティ管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高いときは当該課 題及び問題点の有無を確認させなければならない。
- 2 CISOは、庁内で横断的に改善が必要な事項については、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。

(情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等への活用)

第130条 セキュリティ委員会は、監査結果を情報セキュリティポリシー及び関係規定等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

第2節 自己点検

(実施方法)

第131条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、所管するネットワーク及び

情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者と連携して、所管する部局における情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検を行わなければならない。

(報告)

第132条 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者は、 自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、セキュリティ委員会に報告しなけ ればならない。

(自己点検結果の活用)

- 第133条 職員等は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。
- 2 セキュリティ委員会は、この点検結果を情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、 その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

第3節 改善

(情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し)

第134条 セキュリティ委員会は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等について毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認めた場合、改善を行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令第22号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月15日訓令第43号抄)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年9月15日から施行する。

附 則(令和4年4月1日訓令第22号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月18日訓令第32号)

この規程は、令和4年5月18日から施行する。